

第 388 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 7 日（月） 10 時 30 分から 11 時 20 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について 3 特定最低賃金の改正決定について（諮問） 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>静岡県最低賃金専門部会における</p> <p>「静岡県最低賃金を現行の 944 円から 40 円引き上げて、984 円とする。発効日は法定発効とする。</p> <p>本年の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望すること、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が活用しやすい、より一層の実効性ある支援の拡充することを政府に対し強く要望することも付記する。</p> <p>令和 3 年 10 月 2 日発効の静岡県最低賃金（時間額 913 円）は令和 3 年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。」</p> <p>との結論について、本審議会で採決したところ、会長を除く出席委員 14 名中、賛成 9 名、反対 5 名であったため、同専門部会報告内容が本審議会の結論となり、同報告内容どおりの答申がなされた。</p> <p>これにより、本日、答申内容について意見公示し、令和 5 年 8 月 22 日まで異議の受付を行う旨事務局より説明があった。</p> <p>2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</p> <p>次の 3 件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について審議された。</p> <p>静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金</p> <p>静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>労働者側代表委員発言要旨</p> <p>この 3 業種については、他の産業よりも優位性の確保が必要。各産業の協約の</p>			

最低額が 1000 円を超えている点も踏まえ改正審議が必要。

使用者側代表委員発言要旨

この 3 業種は静岡県経済の下支えをしている。県最賃が大きく引き上がっており厳しい状況であるが、労使でしっかり議論がされることが必要。中小企業への影響を考慮した議論が必要。

審議の結果、3 件とも、全会一致で改正審議の必要性を認める答申がなされた。

3 特定最低賃金の改正決定について（諮問）

上記 2 のとおり答申があった 3 件の特定最低賃金の改正決定について、静岡労働局長が諮問を行った。

これにより、各特定最低賃金専門部会を設置することとなり、本日、各専門部会の委員の推薦公示と関係者の意見聴取公示を行う旨事務局より説明があった。

4 その他

事務局より、次回審議会は、8 月 23 日午前 10 時 30 分から静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室で行う旨説明があった。